

事故発生防止のための指針

社会福祉法人日本キングス・ガーデン
特別養護老人ホーム筑波キングス・ガーデン
短期入所生活介護事業所
通所介護事業所
訪問介護事業所
居宅介護支援事業所

1 施設における事故発生防止に関する基本的な考え方

筑波キングス・ガーデンは、質の高いサービスを提供するために、日頃の安全への気づきを大事にし、安全な生活、安心した生活、その人らしい生活を援助していく中で、事故を未然に防ぐことに努め、発生時には、迅速・的確に対応を行い、被害の拡大を防ぐことに努めていきます。そのように行う事で、入居者・利用者の尊厳が保たれる事を目指します。

2 事故発生防止に向けた体制

筑波キングス・ガーデンでは、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「リスクマネジメント委員会」を設置します。

①設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、入居者・利用者に最善の対応を提供することを目的とします。

②リスクマネジメント委員会構成委員と安全対策担当者の選任

安全対策担当者は、構成委員から選任することとします。

ア) 施設長

イ) 事務職員

ウ) 看護職員

エ) 生活相談員(安全対策担当者)

オ) 介護支援専門員

カ) 介護職員

キ) 栄養士

ク) 機能訓練指導員

ケ) その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

③リスクマネジメント委員会の開催

定期的に3ヶ月に1回以上開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

④リスクマネジメント委員会の役割

ア) マニュアル、事故・ヒヤリハット報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・ヒヤリハット報告書等の様式についても作成し、必要に応じて見直し、更新します。

イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討

事故・ヒヤリハット報告を分析し、事故発生防止の為の再発防止策を検討します。

ウ) 再発防止策の周知徹底

検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

⑤事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、安全対策担当者と同じとします。

3 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

リスクマネジメント委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修を、以下のとおり実施します。

① 定期的な研修（年2回以上）

② 新規採用時

また、年2回以上の研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

①報告手順の確立

事故・ヒヤリハット報告書の様式を作成し、報告手順を確立します。

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書で報告します。

②事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討します。

③改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

④防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価します。年1回、第三者委員会においては、事故分析に対する評価、助言を得るようにします。

5 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、事故発生時マニュアル(別添)の通り速やかに対応します。

① 当該入居者・利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該入居者・利用者の状況を判断し、当該入居者・利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告します。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー、必要に応じて市町村保険者等に事故の状況等について報告します。

④ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6 介護事故対応等に係る苦情解決方法

①介護事故対応に係わる苦情相談については、苦情受付担当者は内容を管理者に報告します。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

③対応の結果は相談者にも報告します。

7 入所者・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は公表し、入所者・利用者・ご家族・職員が、自由に閲覧することができます。

付則

令和6年7月1日より施行